

悪臭防止法の規制対象物質および規制基準一覧

1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準

特定悪臭物質名	許容限度(単位…百万分率)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

2 事業場の煙突その他の気体排出口における特定悪臭物質および規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

① 上記の特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 q 、 H_e 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量(単位…温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m^3/s)

H_e : ②に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位…m)

C_m : 「1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準」に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位…百万分率)

※ ②に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 m 未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

② 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}) / (1 + (2.58/V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{(Q \cdot V)}) (1460 - 296 \times (V/(T - 288))) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e : 補正された排出口の高さ(単位…m)

H_o : 排出口の実高さ(単位…m)

Q : 温度 15℃における排出ガスの流量(単位… m^3/s)

V : 排出ガスの排出速度(単位… m/s)

T : 排出ガスの温度(単位…絶対温度)

3 事業場の敷地外に排出される排出水中における特定悪臭物質および規制基準

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

上記の特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1ℓにつき0.002mg未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、1ℓにつき0.002mgとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} : 排出水中の濃度(単位：1ℓにつきmg)

k : 次表の第1欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値(単位 1ℓにつきmg)

C_m : 「1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準」に規定する特定悪臭物質の許容限度(単位：百万分率)

メチルメルカプタン	0.001 m ³ /s 以下の場合	16
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	3.4
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m ³ /s 以下の場合	5.6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	1.2
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	32
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	6.9
	0.1 m ³ /s を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	63
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	14
	0.1 m ³ /s を超える場合	2.9